

# 第46回京都府民総合体育大会 選手派遣及び選手強化補助金交付要項

## 1. 目的

広く京都府民にスポーツを振興し、府民の健康増進と体力向上を図り、あわせて市町村対抗形式を通じて、地域のスポーツの活性化を目指す目的で開催されます。

については、本大会で良成績を収めることにより、市民のスポーツに対する関心と健康増進と体力向上につながるため、亀岡市代表として出場するチームの選手派遣及び強化を目的として補助金を交付します。

## 2. 補助対象経費

### 1) 当大会に出場する選手等の旅費及び宿泊費

試合会場が遠方であり、宿泊しなければどうしても出場に影響が出る場合のみ認める。

ただし、予選会の旅費・宿泊費については補助対象としない。

### 2) 強化経費

大会当日までの強化練習経費（体育館等施設使用料、消耗品代、保険料、強化練習試合での審判員謝金等） **※食糧費については、すべて補助対象外とする。**

### 3) ユニフォーム購入、競技用具等の購入経費

ただし、ユニフォームは2年連続で購入できない。

また、私物で使用するサポーターやシューズ等は補助対象としない。

### 4) その他、選手強化に直接必要な経費

## 3. 補助金

### 1) 選手派遣費（全体の1/2）

出場選手の会場地までの交通費の1/2

### 2) 選手強化費（全体の4/10）

出場選手1名につき2,800円（7,000円の4/10）を限度額とする。

### 3) その他

予算の範囲内において補助金を交付する。

## 4. その他の記入等について

### (1) 交付申請書の提出について

○令和5年7月30日（日）までに当協会事務局へ提出してください。

○申請書・報告書の印については省略とし、請求書には団体長印を必ず押印してください。

### (2) 実績報告書の提出について

○各大会完了後1ヶ月以内に当協会事務局へ開催要項（大会プログラム）、公式に発表されている大会結果、競技中等の写真、証拠書類等（領収証は支出科目ごとに完備し、各団体において、5年間保管して下さい。）を各1部添付の上、提出してください。

○報告書の旅費については、大会が2日あるところ1日で終了した場合は、1日分の交通費のみとなりますのでご了承下さい。

### ○補助金対象経費（選手派遣補助金）

交通費：本大会分のみ

### ○補助金対象経費（選手強化補助金）

本大会に出場するまでの練習経費（宿泊費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、保険料、諸謝金※講師料については全体で30,000円程度までを補助金対象経費とします。）

◎支出科目の説明・整備要項

科 目	説 明	証 拠 書 類
会 議 費	会議等の茶菓子代 (一人当たり500円程度まで) ※会議室使用料は下記の「使用料及び賃借料」に計上してください。	業者の発行する領収証 ※補助対象外
旅 費 交 通 費	交通費明細書のとおり	
そ の 他 の 交 通 費	練習試合等に伴う高速代、バス、電車代等	高速代は業者の発行する領収証、公共機関は明細を自書にて記入 ※補助対象外
宿 泊 費	大会参加のための宿泊代	業者の発行する領収証 ※補助対象(宿泊費は、試合会場が遠方の場合 は認めることがある)
通 信 運 搬 費	会議等の案内	購入業者の発行する領収証
消 耗 品 費	練習等に伴う競技用消耗品 会議等に伴う事務用消耗品	購入業者の発行する領収証 ※私物で使用するものは認めない。 ※備品関係の支出は認めない。
印 刷 製 本 費	会議資料等の印刷代	業者の発行する領収証
使用料及び賃借料	会議室使用料、練習会場の借上料、用具・器具使用料	利用施設管理者及び所有者の発行する領収証
保 険 料	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸 謝 金	全体で30,000円程度まで	個人領収証 * 自署、記名押印のこと

**\* 但し書きが未記入の領収証は認めません。**

\* 謝金の領収証については、必ず自署・押印が必要です。

\* 大会終了後の支払は早急に済ませ、出来るだけ1ヶ月以内の領収証を添付するようにしてください。日付の遅いものは認めないことがあります。

\* 適用科目が分からない場合は事務局までお問い合わせください。